

宮 蔵 自 号 外
令和 4 年 1 2 月 1 日

所属長 各位

宮城県蔵王自然の家
所長 我妻 敬一
(公印省略)

令和 5 年度学校給食用米穀の使用について (お知らせ)

このことについて、希望のある場合は別紙「令和 5 年度学校給食用米穀を使用する場合の手続きについて」をご覧ください。必要な手続きを行ってください。

総務担当
技師 (栄養) 鐵本 彩
TEL 0224-34-2101
FAX 0224-34-2102

令和5年度 学校給食用米穀を使用する場合の手続きについて

宮城県蔵王自然の家

蔵王自然の家を利用する学校で、学校給食用米穀（学校給食米）を使用して食事を希望する学校は所定の手続きが必要ですので、関係書類の提出をお願いいたします。

<食事代について>

学校給食米を使用したときの食事代は、三半期ごとに決定し、その額は変動します。（令和4年度の8～10月の食事代は、児童・生徒・教職員は通常料金より一人につき17円の値引きとなっております。）児童・生徒、教職員以外は対象となりません。

令和4年度8～10月 例) 夕食（食堂定食）一食当たり

自主流通米使用（通常料金）・・・・・・・・・・	600円
学校給食米使用（児童・生徒・教職員）・・・	583円

※ 学校給食米の適用とならないもの（「利用の手引き」P9.10 参照）

- ・ 弁当（おにぎり2，おにぎり&パン，パン2）
- ・ 米を使用しない野外炊飯（芋煮0，バーベキュー0，焼そば0 など）
- ・ えぼしスキー場の食事（冬型のみ）

<手続き方法>

1 学校から県教育委員会への申請書類の提出

① 別紙様式1「自然の家等における学校給食用米穀の使用承認について（申請）」・・・1部
市町村教育委員会経由で、県教育庁保健体育安全課 学校保健給食班あてに提出してください。
県教育庁保健体育安全課への提出締め切りは下記のとおりです。

- ◆ 令和5年 4月～令和5年 7月利用校・・・**令和5年 2月28日（火）**まで
- ◆ 令和5年 8月～令和5年11月利用校・・・**令和5年 6月20日（火）**まで
- ◆ 令和5年12月～令和6年 3月利用校・・・**令和5年10月20日（金）**まで

※市町村教育委員会を経由しますので、早めの手続きをお願いいたします。（期日を過ぎた場合は追加申請できません。）

2 学校から蔵王自然の家への関係書類の提出（郵送でお願いします。）

- ② 県教育委員会からの承認書の写し・・・・・・・・1部
- ③ 別紙様式2「学校給食用米穀の買入等業務委託書」・・・1部

④ ①を提出後、県教育委員会から学校長あてに「自然の家における学校給食用米穀の使用について（通知）」という承認書が届きます。その承認書が届き次第、②と③の書類を当自然の家所長あてに郵送してください。

※申請をする場合は、別紙様式1・2をコピーして別々に書類を作成してください。

なお、別紙様式1・2は当所ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。